

I 「広島県地域がん登録」事業の今後

平成14年（2002年）に開始された広島県地域がん登録事業も10年以上が経過し、この度「広島県のがん登録（平成23年集計）を刊行することができました。がん登録では、患者さんの基本情報とがんに関する情報が記載された届出票が医療機関から提出されますが、広島県では、広島県地域がん登録情報に加え、広島市地域がん登録の資料、病理登録のデータも登録されるしくみになっています。また、死亡票からしか情報がない方については、平成17年から医療機関へ詳細な情報を得る廻り調査を行っています。その結果、今回の集計では、がん登録の診断精度の指標である DCN（死亡情報で初めて把握された症例）割合、DCO（死亡情報のみの症例）割合は、それぞれ6.7%、4.1%ときわめて低く、全国トップレベルになっています。さらに、病理登録での外来の生検症例も得られることから、MV（罹患数に対する顕微鏡的（組織学的）に確かめられたがん症例）割合が87.4%と全国と比べて明らかに高いのが広島県のがん登録の優れたところです。平成23年のがん罹患数を部位別に見てみると、男性では、胃がんが最も多く、前立腺がん、肺がん、結腸がんがそれに次ぎ、女性では、乳がんが最多であり、次いで胃がん、結腸がん、肺がんの順になっています。

さて、平成25年12月に「がん登録等の推進に関する法律」が成立し、平成28年から全国を対象としたがん登録が開始されることとなりました。病院にはがん登録情報の提出が義務化され、全国のがん罹患・生存率に関する統計情報が把握されることとなります。その目的は、がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん医療・がん予防等についての情報提供の充実およびその他のがん対策を科学的知見に基づき実施することです。患者の個人情報と厳重に保護する体制も整備され、秘密漏示等の罰則や目的外使用の禁止が示されています。がん登録等の情報の活用については、国・都道府県等では、がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援に活用すること、医療機関では、患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上に活用すること、研究者には、がん医療の質の向上等に貢献する研究に活用することが求められています。

県民にとって正確で且つ分かりやすい情報を提供するとともに、広島県として登録で得られた結果を有効に活用する具体策を示すことが喫緊の課題です。広島県内医療機関のさらなるご協力をお願いいたします。

平成26年（2014）11月

広島県がん対策推進協議会

がん登録推進部会長 安井 弥